

<p style="text-align: center;">養成施設ルート 実務経験ルート(通信以外)</p>	<p style="text-align: center;">実務経験ルート(通信)</p>
<p>○ 別表に掲げる教育上必要な模型及び機械器具を有すること。</p>	<p>○ 別表に掲げる教育上必要な模型及び機械器具を有するとともに、「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法により行う授業の内容に応じて、必要な模型及び機械器具を有すること。なお、当該模型及び機械器具は、面接授業を実施する期間において確保されていなければ差し支えないものであること。</p>

品名	数量		品名	数量	
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したものの。	実習用モデル人形	適当数	体位変換、清拭等介護実習に適したものの。
人体骨格模型	1		人体骨格模型	1	
成人用ベッド	学生5名に1	ギャチベットを含む。手すりを備えたもの。	成人用ベッド	学生8名に1	手すりを備えたもの。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可とする。	移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可とする。
スライディングボード・スライディングマット	適当数		スライディングボード・スライディングマット	適当数	
車いす	学生5名に1		車いす	学生8名に1	
簡易浴槽	1	移動できるもので浴槽が硬質のもの。	簡易浴槽	1	移動できるもので浴槽が硬質のもの。
ストレッチャー	2		ストレッチャー	適当数	
排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。	排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。
歩行補助つえ	適当数		歩行補助つえ	適当数	
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。	盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。
視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等	視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等
障害者用調理器具 障害者用食器	適当数		障害者用調理器具 障害者用食器	適当数	
和式布団一式	1		和式布団一式	1	

V—⑤ 運営に当たっての留意事項に係る基準

- 養成施設が昼間課程又は夜間課程と通信課程とを併せ持つ場合にあっては、昼間課程又は夜間課程における授業と通信課程における「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法による授業とが、それぞれに支障を来すことのないよう配慮すること。
- 通信課程の事務職員を置くこと。ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならない。
- 「印刷教材等のみによる授業」及び「放送授業又はメディアを利用して行う授業」の方法により授業を行う場合にあっては、添削指導や学生からの質問への対応など、学生の自己学習を支援するための体制整備に努めること。
- 「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法により授業を行う場合にあっては、働きながら学習する学生に配慮し、開講の時期や場所について多様な選択肢を用意することが望ましいこと。

V—⑥ 修業年限等に係る基準

- 修業年限は6月以上とする。

VI 介護技術講習

VI 介護技術講習について

介護技術講習の時間数等については、

- 介護技術講習の仕組みは、講習を修了した者に実技試験を免除する仕組みであり、教育カリキュラムそのものと直接連動するものではないこと
- 新しい教育カリキュラムの実施に伴い、介護技術講習と同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されるルートについては、介護技術講習を経なくても実技試験を免除する取扱いとすることから、今後、介護技術講習の対象者は縮小することを踏まえ、今回の教育カリキュラム等の見直しに併せた見直しは行わない。

[介護技術講習の対象者]

新しい教育カリキュラムの実施に伴い、以下のルートについては、介護技術講習を経なくても実技試験を免除する取扱いとするため、介護技術講習の対象者は以下のように縮小することとなる。

- ・ 養成施設ルート
- ・ 600時間程度の養成課程を経る場合の実務経験ルート
- ・ 1,800時間程度の教育時間を確保した福祉系高校ルート

平成24年度以降	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉系高校ルート(1,190時間程度及び1,155時間程度の課程に平成21年度から平成25年度までに入學した者限る。) ○ 3つのルートと同等以上の知識・技能を有すると認められる者であって厚生労働省令で定めるもの(例:日比経済連携協定の実務経験コース) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉系高校ルート ○ 実務経験ルート

[参考] 介護技術講習制度について

1 趣旨

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。このため、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するもの。

2 改正内容

- (1) 介護福祉士指定養成施設等の設置者が実施する介護技術に関する講習であって、一定の要件を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者について、その申請により、修了日後に行われる実技試験を3回に限り、免除する。
- (2) 「一定の要件」とは、次に掲げるすべての要件をいうこと。
 - ① 講習の時間は、32時間以上とすること。
 - ② 必要な数の講師及び必要な施設を確保して行うものであること。
 - ③ 講師は、課程を教授するのに必要な講習（指導者講習）を受けた者であること。
 - ④ 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講資格とすること。
 - ⑤ 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- (3) 介護技術講習の実施者は、年度毎の実施届出書及び講習毎の実施報告書を厚生労働大臣（地方厚生局）に提出すること。

3 施行日

介護技術講習は平成17年4月から実施しており、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される介護福祉士試験から適用。

- (参考) 平成18年度介護技術講習の実施状況等
- ・実施期間：平成18年4月～12月
 - ・受講枠総数：56,351人
 - ・修了者数：54,477人

※ 平成19年度受講枠総数（平成19年3月31日現在）：74,572人

4 講習の内容

介護技術講習は、

- (1) 介護過程の展開
- (2) コミュニケーション技術
- (3) 移動の介護等
- (4) 排泄の介護
- (5) 衣服の着脱の介護
- (6) 食事の介護
- (7) 入浴の介護等
- (8) 総合評価の8項目

の合計32時間からなり、32時間を4日間（8時間×4日）で行うのが一般的。

【介護技術講習の項目及び時間数】

項目	内容	時間数
(1) 介護過程の展開	[1]介護における目標等の講義 [2]事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2) コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
(3) 移動の介助等	[1]社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 [2]安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4) 排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5) 衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6) 食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7) 入浴の介助等	[1]入浴の介助に関する講義及び演習 [2]身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8) 総合評価	(1)～(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
合計		32

VII 既修得科目の認定

VII-① 他の介護福祉士養成施設等との間の既修得科目の認定

基本的考え方

学生からの申し出を受けて、各介護福祉士養成施設等において、他の介護福祉士養成施設等において履修した科目が当該介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認める場合には、当該他の介護福祉士養成施設等における科目の履修をもって、当該介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることができる。

留意点

- 他の介護福祉士養成施設等において履修した科目が介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認められるかどうかについては、教育カリキュラムの中で示された「教育に含むべき事項」の項目が、当該他の介護福祉士養成施設等における科目のシラバスに記載されていることを最低限の条件として、各介護福祉士養成施設等の判断において認定するものとする。
- 既修得科目の認定は、科目単位で行うものとする。
 - * ある科目を他の介護福祉士養成施設等において途中まで履修していたとしても、当該履修をもって、介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることはできない。
- その他、既修得科目の認定に当たっては、その設定形態に応じて、大学設置基準等の各設置基準の規定の適用を受けることとなる。

Ⅶ－② その他の養成施設等との間の既修得科目の認定

基本的考え方

領域「介護」(1, 260時間以上)以外の教育内容に係る科目については、学生からの申し出を受けて、各介護福祉士養成施設等において、その他の養成施設等において履修した科目が当該介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認める場合には、当該その他の養成施設等における科目の履修をもって、当該介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることができる。

留意点

- その他の養成施設等において履修した科目が介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認められるかどうかについては、教育カリキュラムの中で示された「教育に含むべき事項」の項目が、当該その他の養成施設等における科目のシラバスに記載されていることを最低限の条件として、各介護福祉士養成施設等の判断において認定するものとする。
- 既修得科目の認定は、科目単位で行うものとする。
 - * ある科目をその他の養成施設等において途中まで履修していたとしても、当該履修をもって、介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることはできない。
- その他、既修得科目の認定に当たっては、その設定形態に応じて、大学設置基準等の各設置基準の規定の適用を受けることとなる。